

# 山口県障害福祉サービス協議会 災害見舞金支給規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は自然災害等により損害を受けた会員施設に対し、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する場合の基準等を定める。

## （対象災害）

第2条 見舞金の支給対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による災害
- （2） 火災

## （対象となる損害及び見舞金の額）

第3条 見舞金を支給することができる損害は次のとおりとする。

但し、故意により生じた損害については支給しない。

- （1） 施設建物の損害
- （2） 第2条に規定する災害を直接の原因とする職員および利用者の死亡

2 見舞金の額は、（別表）災害見舞金基準に掲げる額とする。

## （手続きの方法）

第4条 損害を受けた会員は、別紙により本会に報告する。

2 会長は前項の報告を受け、災害状況の確認等を行った後、速やかに災害見舞金を支給する。

## （運用）

第5条 本規程に定めのない事項については、会長・副会長で協議し決定する。

## 附 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

(別表) 災害見舞金基準

| 損害の内容       |           | 見舞金額    |
|-------------|-----------|---------|
| 1 施設建物の損害   | 全壊・全焼     | 50,000円 |
|             | 半壊・半焼     | 20,000円 |
|             | 一部損壊・一部焼失 |         |
|             | 床上浸水      |         |
| 2 職員・利用者の死亡 | 1人あたり     | 30,000円 |

なお、1施設の上記損害が複数に及ぶ場合、1施設あたりの見舞金額上限は10万円とする。

